

受付番号	12	受付月日	8月16日
		午前・午後	2時38分

東郷町議会議長 水川 淳 殿

東郷町議会議員 会派名 日本共産党東郷町議団

議席番号 15番氏名 門原武志 (印)

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式）・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 誰もが自らの意思を表明できる社会の実現のために	<p>(1) 意思疎通のための補装具について</p> <p>ア 障がい福祉サービス、介護保険サービス等での重度障がい者用意思伝達装置、視覚障がい者用の情報・通信支援用具、聴覚障がい者用情報受信装置、携帯用会話補助装置等の支給・貸与について、利用条件を伺う。</p> <p>イ 上記の補装具のそれぞれの利用状況について伺う。</p> <p>(2) 公共施設での対応について</p> <p>ア 重度障がい、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語障がいを持つ人への公共施設での対応について、現状を伺う。</p> <p>イ 公共施設での音声案内、ディスプレイ、手話通訳などによる意思疎通での課題について認識を伺う。</p> <p>ウ ヒアリングループ機器の貸与について伺う。尾張旭市が実施している聴覚障がいを持つ人、難聴の人へのヒアリングループの貸出について実施する考えはあるか。</p>	町長 担当部長
2 就労支援について	<p>(1) 福祉制度では、重度障がい者が利用する介助サービスは経済活動のためには使えないという。そのため、就労を通じての社会参画が困難なのが現状である。重度障がい者の就労を支援するために、さいたま市では独自に自宅で就労する場合も介助サービスを使うようにした。東郷町で実施する考えについて伺う。</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

